

血液事業の広域運営体制について

平成22年8月11日



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

1



広域事業運営体制の目的

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」等
に基づく事業運営体制の構築

- (1) 安全対策の充実
- (2) 血液製剤の安定供給
- (3) 事業の効率化
- (4) 健全な経営基盤の確立

国民に信頼される持続可能な血液事業体制の確立

2

血液事業の事業面における課題

- ・事業規模(採血・供給量)の小さい血液センターにおける困難な在庫管理
- ・少子高齢化、地域間格差が懸念される中での安定的な献血者確保の必要性
- ・県境に位置する医療機関への対応、迅速な供給体制の整備の必要性

3

血液事業の財政面における課題

- ・地域格差
地域的条件等に起因する血液センターの財政格差の是正
- ・資金の分散保有
各血液センターで分散して保有している資金を一元管理し、効率的な財務活動を実施

4

広域事業運営体制検討の経緯

- ・平成2年 『今後の血液事業への取組みに当たり留意すべき事項』
(厚生省薬務局通知) 内容: 血液事業の体制整備の見直し
- ・平成2年 日赤内部での各種検討
～平成7年
- ・平成3年 『血液事業に関する調査結果に基づく勧告について』
(厚生省薬務局通知)
- ・平成5年 同一都道府県内における血液センターの経営一体化の開始
～平成14年
- ・平成6年 同一都道府県内における検査・製剤業務集約化の開始
- ・平成11年 県境を越えた血液センターの同業務集約化の開始
～現在 (検査実施センター 10センター 製造実施センター 27センター)

5

厚生省通知 抜粋(平成2年3月31日)

血液事業の体制整備の見直しについて

採血、製造、供給の各機能に即した効率的、合理的な組織形態の構築

「現在、血液事業の実施は各血液センター毎に、事業面、財政面、人事面において独立的に運営されているが、血液事業が各血液センター単位に細分化されている現状では、効率的、合理的な事業運営は困難といえる。 長期に安定した血液事業を実施するためには、採血、製造、供給の各機能に着目し、それぞれにふさわしい運営をしなければならない。同時に独占による非効率や停滞の生じないような組織形態を構築する必要がある。例えば、広域区域単位に血液センターを再編成して計画的採血を実施するとともに、……(略)」

6

総務庁勧告 抜粋(平成3年8月)

2 血液事業の運営の合理化、効率化

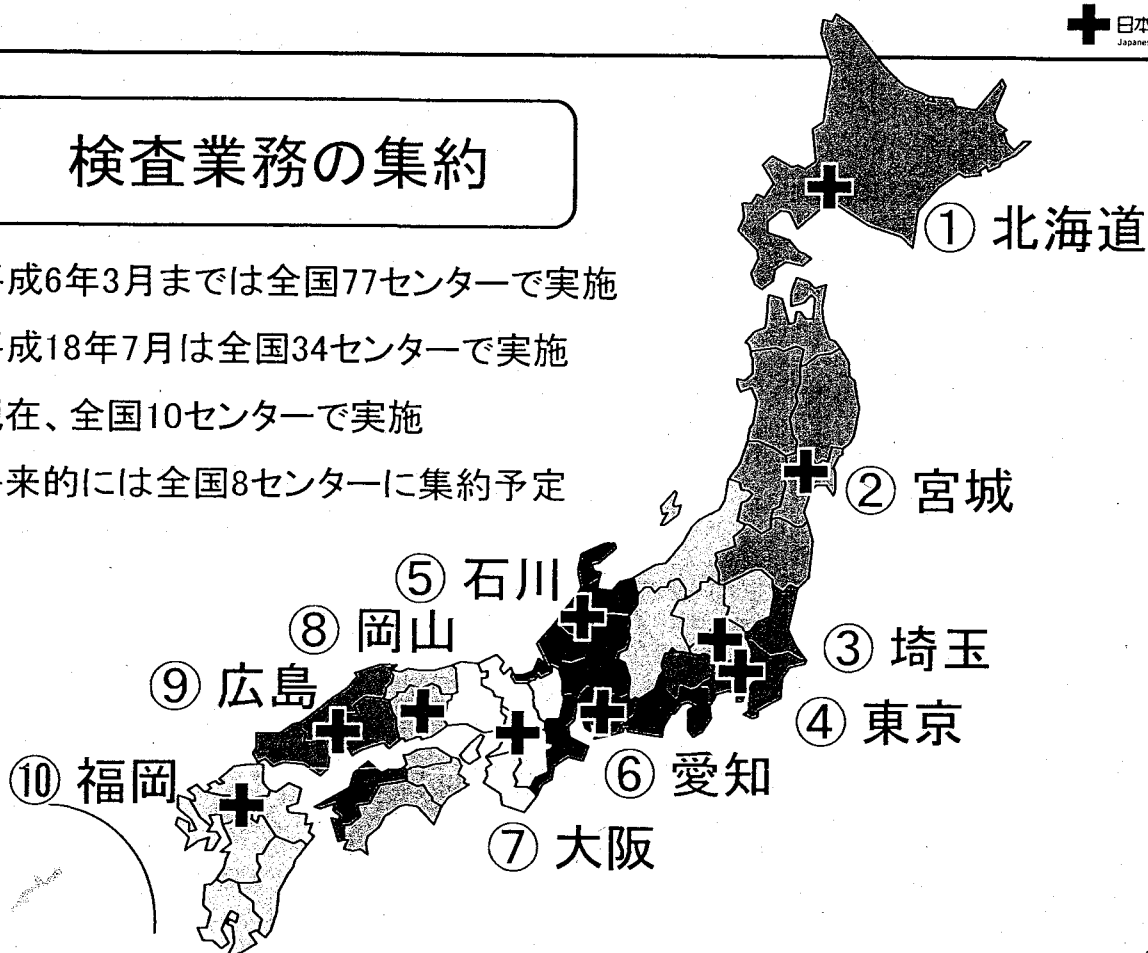
「しかし、血液製剤別の広域的、計画的な需給調整及びこれを踏まえた血液センター間の採血・供給計画の調整が十分行われていない等のため、原料血漿が有効利用されないものや、有効期限切れとなり輸血療法に供されないものが見られる。隣接する血液センター間で採血区域や供給区域を広域的に運用したほうがより効果的・・・(略)」

「広域的な血液製剤別の需給見通しの的確な把握、都道府県の協力・支援の下に広域的な採血・供給計画の策定を行わせるなど、採血・供給業務にかかる管理機能の充実・強化を図ること。」

7

検査業務の集約

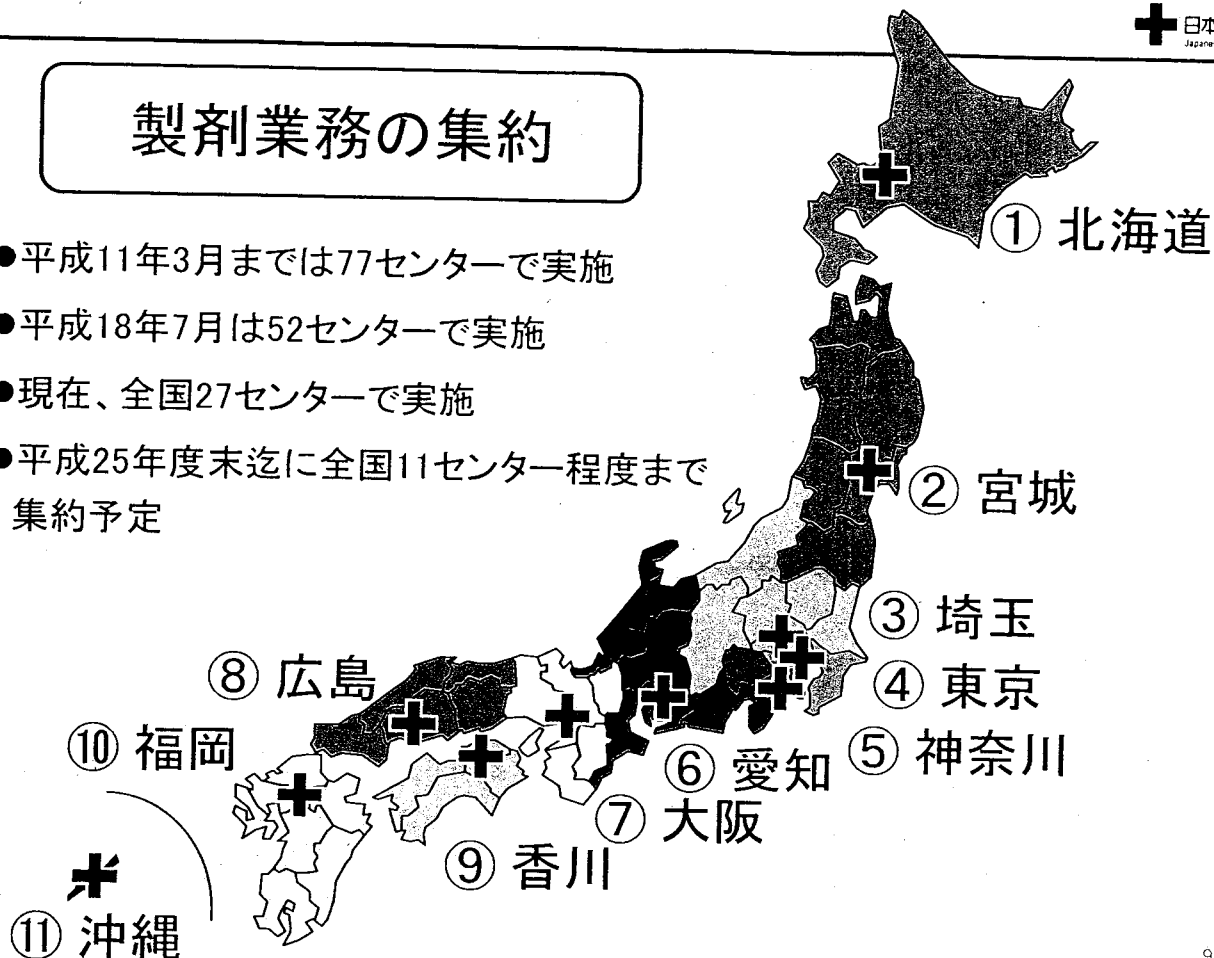
- 平成6年3月までは全国77センターで実施
- 平成18年7月は全国34センターで実施
- 現在、全国10センターで実施
- 将来的には全国8センターに集約予定



8

製剤業務の集約

- 平成11年3月までは77センターで実施
- 平成18年7月は52センターで実施
- 現在、全国27センターで実施
- 平成25年度末迄に全国11センター程度まで集約予定



9

広域事業運営体制の概要

- ①業務: 広域需給管理
地方(ブロック)を一つの単位とする広域的な需給管理
- ②経営: 事業運営のブロック化と財政の一元化
事業計画等をブロック単位で策定
本部が資金を一括管理する制度の導入
- ③組織: 本社直轄のブロック血液センター設置
ブロック単位による事業の円滑な運営

広域事業運営体制の導入時期

**製剤業務集約が概ね完了する
平成24年度から導入**

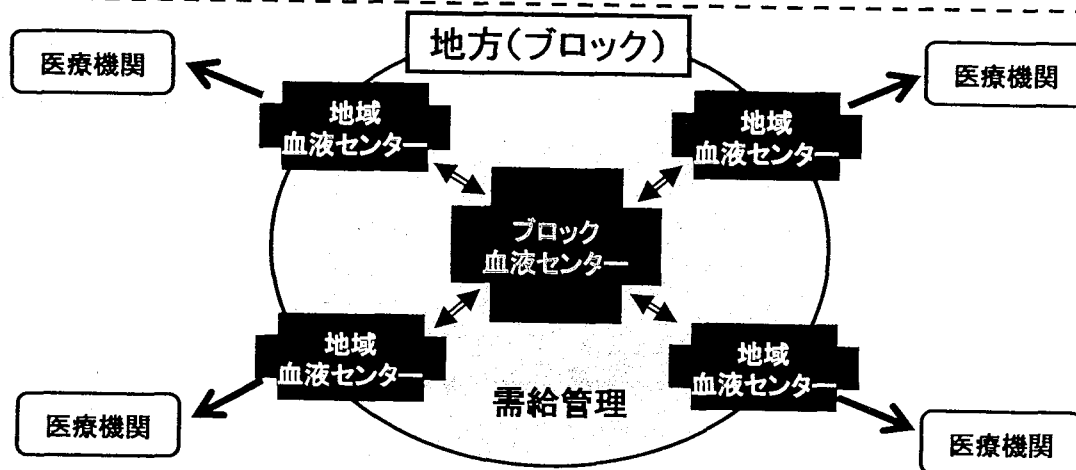
11

広域需給管理の定義

都道府県の枠を越えた広域的なエリア内において、採血種別の役割分担等を踏まえた年間計画(採血・供給)を策定するとともに、日々の需給に見合った採血を実施し、効率的・合理的に輸血用血液製剤の安定的な需給を管理していくこと。

12

広域需給管理体制のイメージ図



現行: 同一都道府県内で需給を完結。

今後: 複数センターの在庫を一元管理することで、

◎血液型のアンバランスの調整

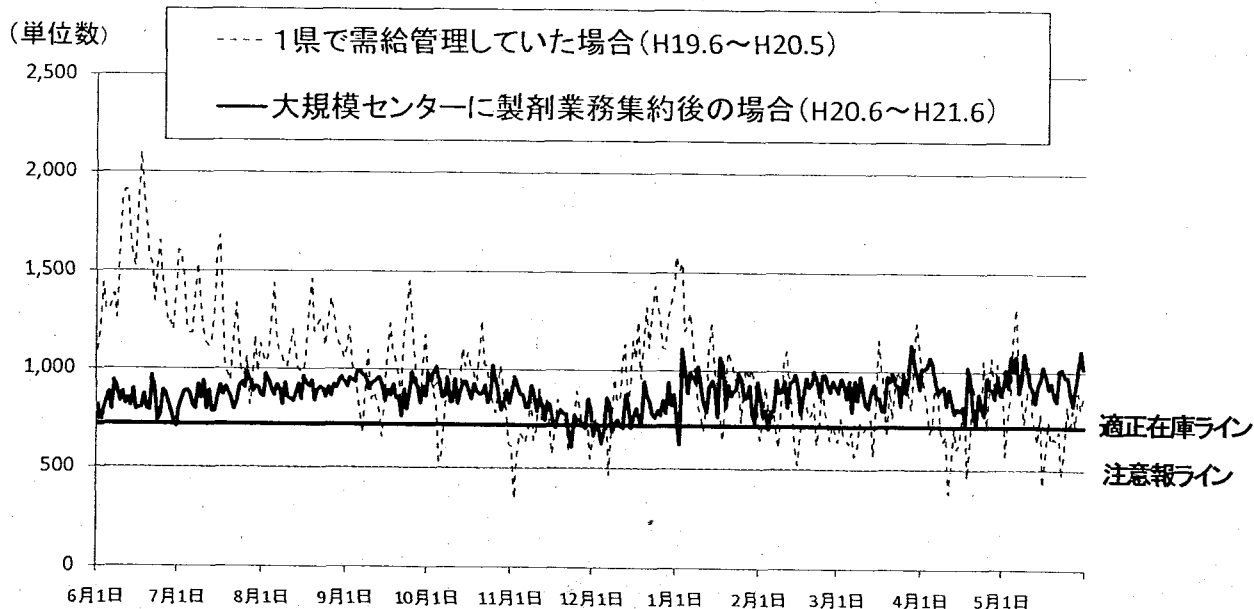
◎需要に見合った適切な採血・在庫の確保

結果として、血液の安定供給と有効活用が図れる。

メリット

県境を越えた需給管理の事例

小規模血液センターの赤血球在庫推移について(H19.6~H21.6)



事業運営のブロック化と財政の一元化

- ・都道府県単位の運営からブロック単位の運営へ
- ・ブロック単位の事業計画の策定と予算編成
- ・血液センター保有資金の全国一元的な管理
- ・ブロック内の経理・用度業務の集約

15

ブロック単位の運営

血液事業本部

本部による経営・監督 ↓ 事業計画の承認・予算の交付

ブロック全体の運営を一元化

ブロック血液センター

ブロック血液センターは、
地域血液センターの事業計画
に基づき、ブロック全体の
事業計画を策定するとともに、
必要な運営予算の編成

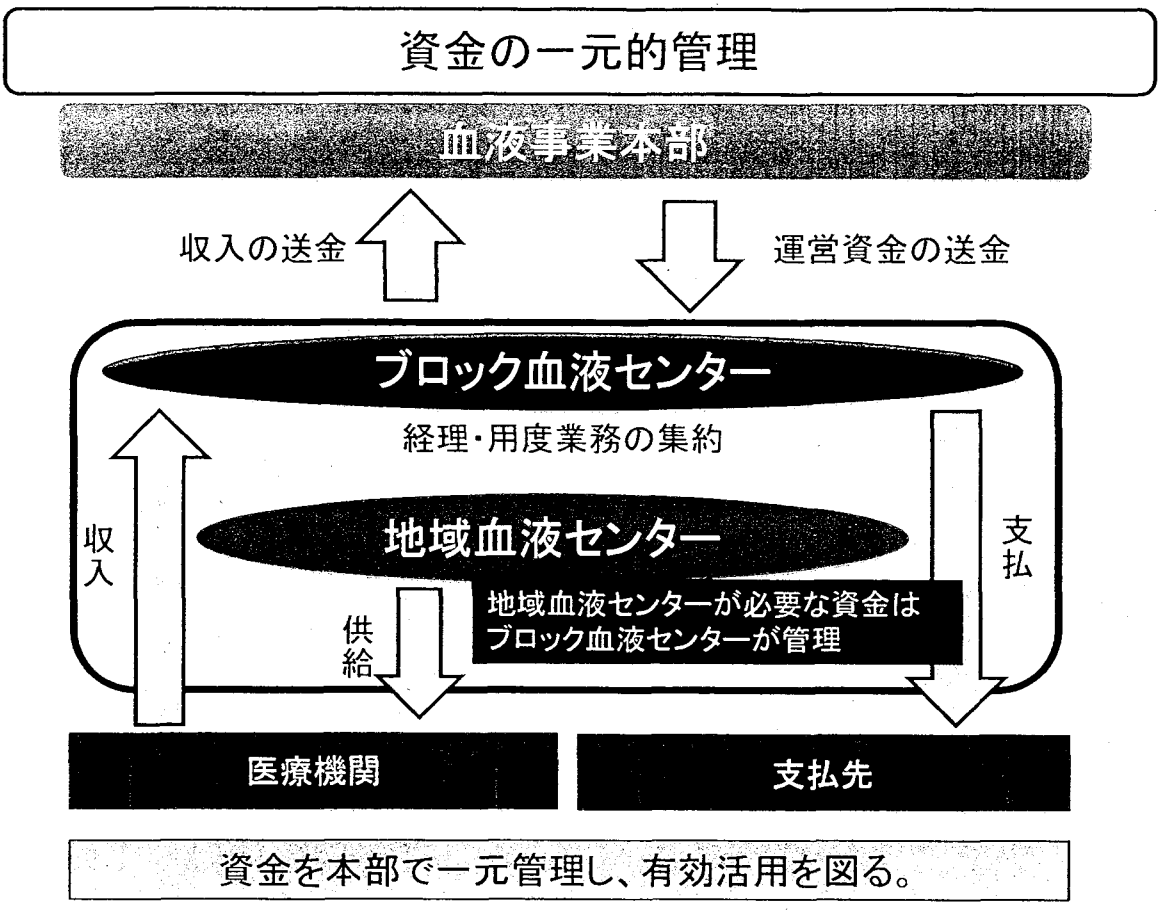


地域血液センターは
地域の独自事業を企画し、
予算要求するとともに、
ブロック事業計画・予算策定
に参画

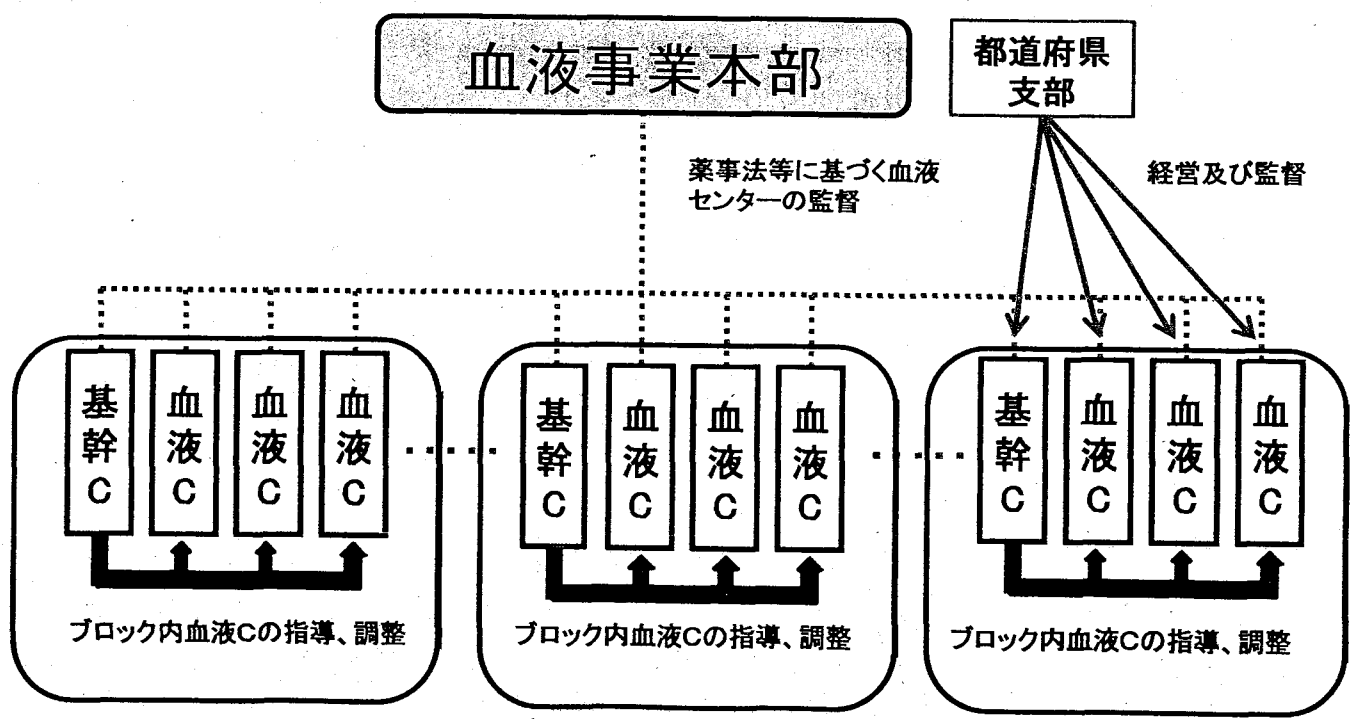
地域血液センター 独立採算制の廃止

地域血液センター単位ごとの収支・資金量の格差を解消するため、
各地域血液センターを包括してブロック全体の運営を一元化する。

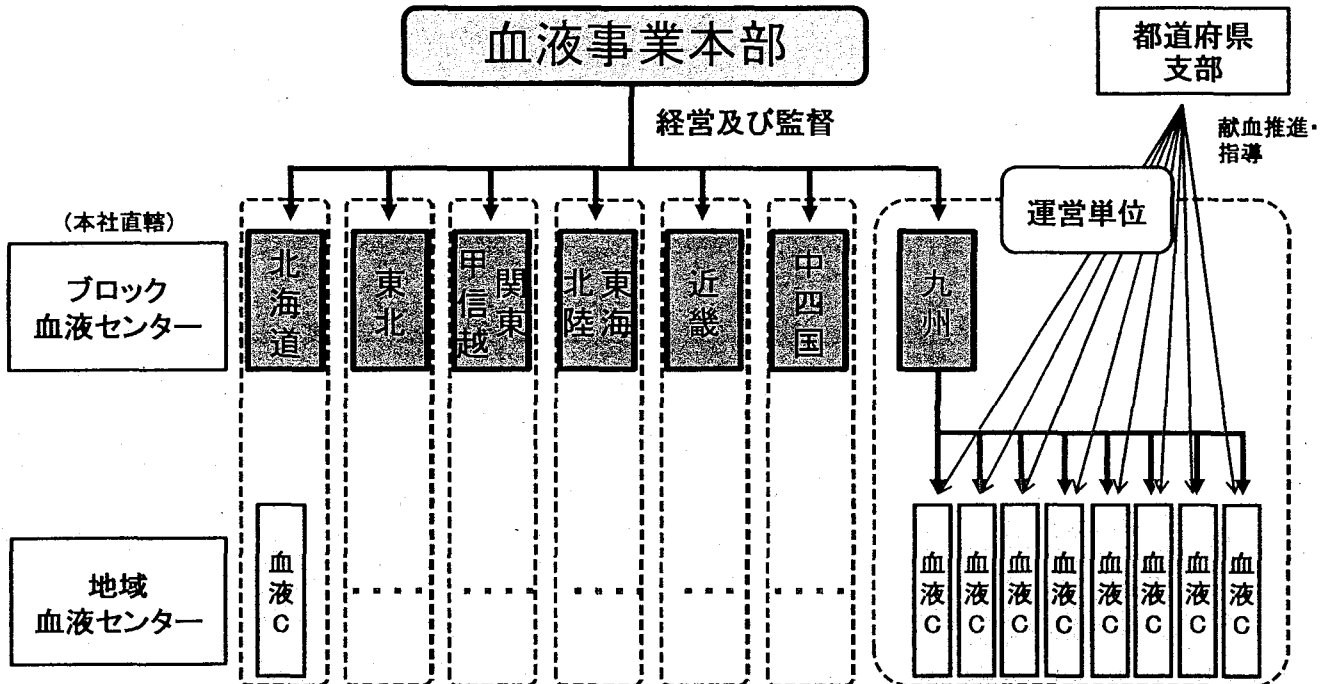
16



現行の仕組み



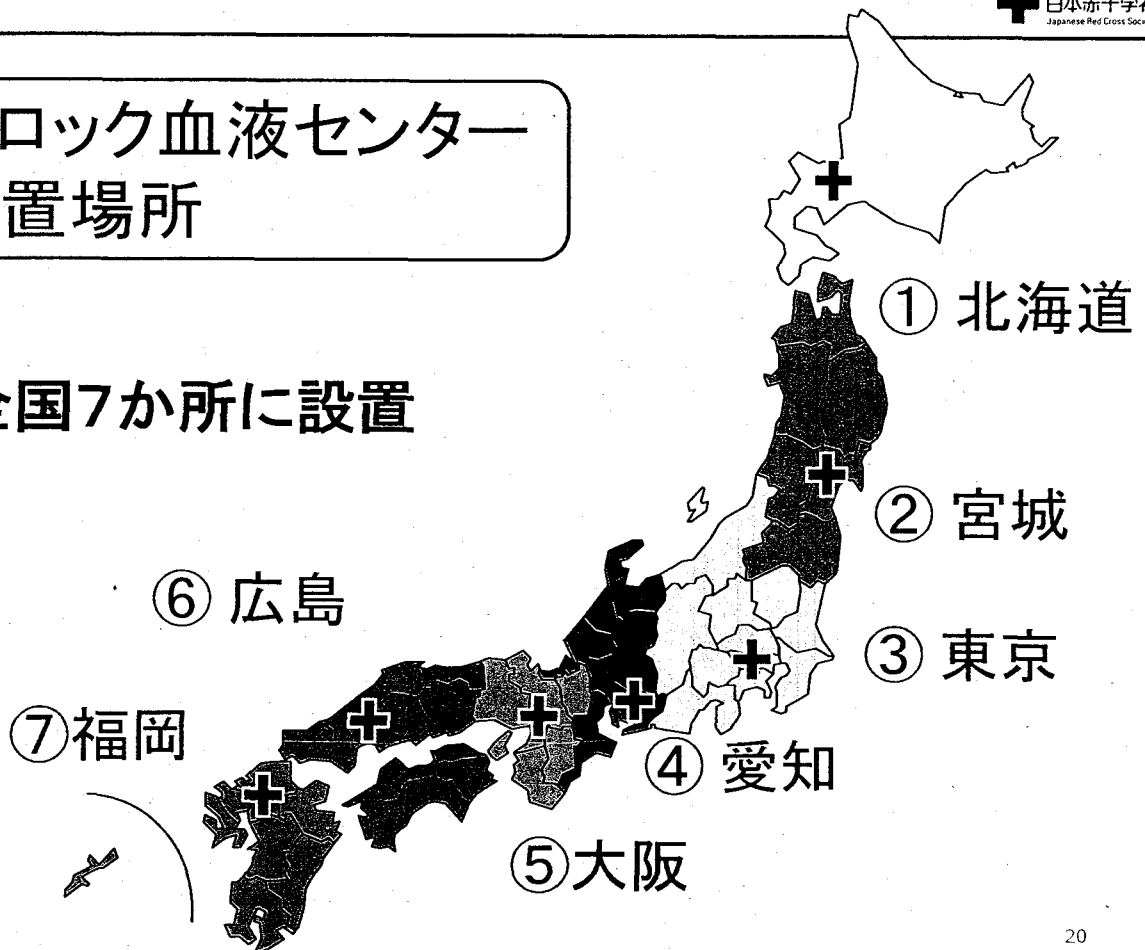
今後の仕組み



- ・各都道府県センターを7ブロックにエリア分け。
- ・ブロック血液センターを新設する。

ブロック血液センター 設置場所

全国7か所に設置



広域事業運営の実施体制

本社(血液事業本部)

- ・ 全国の血液事業の運営を統括管理
- ・ 血液事業全体の経営、監督

ブロック血液センター

- ・ 本社直轄施設として全国7か所に設置
- ・ ブロック内の血液事業の適正な運営
(需給管理、財務管理、製造及び地域血液センターの指導等)

地域血液センター

- ・ 全国47都道府県にある血液センター
- ・ 各ブロック血液センターに属し、地域内の献血推進・採血・供給業務

21

Press Release

平成22年8月6日
医薬食品局血液対策課
(担当・内線) 課長 三宅 (2900)
企画官 安田 (2901)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2395
(F A X) 03(3507)9064

報道関係者 各位

フィブリノゲン製剤納入先医療機関の追加調査について

平成16年12月9日に公表したフィブリノゲン製剤納入先医療機関を対象として、平成19年11月7日付で実施した追加調査の結果について、平成22年7月23日までに回収した医療機関からの回答を取りまとめた状況をお知らせいたします。

1 回答状況

- (1) 追加調査実施期間 平成19年11月7日～12月5日(※1)
(ただし、現在も回収中)

(※1) (1)の調査以降、平成20年8月25日及び平成21年1月16日にも元患者の方へのお知らせ状況等について再度調査を行っており、(3)回答施設数以降はそれらの結果を反映したものである。

- (2) 追加調査対象施設数 医療機関 6,610施設
(平成16年公表施設のうち、所在地等が不明であった施設を除いた医療機関)

(3) 回答施設数

- ・ 平成16年公表時に存続していた5,397施設のうち、5,290施設(98%)から回答があった。
- ・ なお、このほか平成16年公表時に廃院等していた1,213施設のうち、500施設から回答があった。